

鉛筆や消えるボールペンで記入しないでください

離婚届

令和〇〇年〇〇月〇〇日届出

新潟市〇〇区 長

【新潟市の受付窓口】
◎平日8:30~17:30
区役所・出張所

◎上記以外の時間・休日
区役所
※時間外受付窓口でのお預かりとなります

【離婚届2（協議離婚）】

婚姻により氏（名字）
を変更した方が婚姻中
の氏を継続する場合

平成30年 6月 から 令和 5年 12月 まで

新潟市江南区泉町3丁目4

番地
5号

- 1. 農業だけまたは農業その他の仕事を持っている世帯
 - 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯
 - 3. 企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5）
 - 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世界帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5）
 - 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯
 - 6. 仕事をしている者のない世帯
- （国勢調査の年… 年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください）

【別居する前の世帯の主な仕事】

別居前の世帯で最も収入が多い方の職業に近いものを選択してください

【住所】
◎離婚届提出時点の住民登録地を記入します
◎離婚届と同日に住所変更手続きを行う場合は新しい住所を記入します

【(養)父母氏名】
亡くなられた方の氏名も記入します

【未成年の子の氏名】
親権を行う方を決定した上で、満18歳未満の子の氏名を記入します

| | | |
|------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|
| (1) 氏名 | 夫 テイノ イチロウ | 妻 テイノ ハナコ |
| 生年月日 | 昭和62年11月11日 | 昭和62年7月7日 |
| 住所 | 新潟市江南区泉町3丁目4番5号 甲アパート101号 | 新潟県長岡市大手通1丁目4番地10 乙アパート102号 |
| 本籍 | 新潟市秋葉区程島2009 番地 1番 | |
| (2) 筆頭者の氏名 | 丁野 一郎 | |
| (3) 父母及び養父母の氏名 | 夫の父 丁野 春夫 | 妻の父 己山 秋雄 |
| 父母との続き柄 | 続き柄 長男 | 続き柄 二女 |
| 母 | 庚田 夏子 | 母 己山 美冬 |
| (右記の養父母以外にも養父母がいる場合には、その欄に書いてください) | 養父 丁野 太郎 | 養父 |
| | 続き柄 養子 | 続き柄 養女 |
| | 養母 丁野 次子 | 養母 |
| (4) 離婚の種別 | <input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 年 月 日 成立 <input type="checkbox"/> 調停 年 月 日 認諾 <input type="checkbox"/> 審判 年 月 日 確定 <input type="checkbox"/> 判決 年 月 日 確定 | |
| 婚姻前の氏にもどる者の本籍 | <input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> は <input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input type="checkbox"/> 妻 <input type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる | |
| 未成年の子の氏名 | 父母双方が親権を行う子 丁野 希 | 父(夫)が親権を行う子 |
| | 母(妻)が親権を行う子 丁野 未来 | 親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされている子 |

(10) 夫妻の職業

| | |
|----------------|----------------|
| 夫の職業 | 妻の職業 |
| 丁野 一郎 印 | 丁野 花子 印 |

証人 (協議離婚のときだけ必要です)

| | | |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 署名 (※押印は任意) | 辛川 憲一 印 | 壬岡 節子 印 |
| 生年月日 | 昭和20年5月5日 | 昭和35年12月25日 |
| 住居住所 | 新潟市西区寺尾東3丁目14番41号 | 山形県山形市旅籠町2丁目3番25号 |
| 本籍 | 新潟市南区白根 番地 1235番 | 福島県福島市五老内町 番地 3番 |

【証人】
◎証人は2人必要です
◎成人の方であれば親族、知人どなたでも証人になれます
◎証人本人が署名欄を含め、全ての欄を記載してください

【婚姻前の氏にもどる者の本籍】
◎婚姻により氏（名字）を変更した方が、婚姻中の氏を継続する場合、この欄は記入不要です。
◎別紙「離婚の際に称していた氏を称する届（戸籍法77条の2の届）」を記入し、離婚届と同時に提出してください。

未成年の子がいる場合は、次の□にあてはまるものにしるしをつけてください。
離婚後の子育ての分担について
 決めをしている。 □まだ、決めていない。
子育ての分担：子の身の回りの世話を期間で分担したり、子に関する事項（例えば、教育に関する事項、医療に関する事項など）の決定を父母で分担したりすること。父母の一方が全て行うとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。
親子交流について
 取決めしている。 □取決めしていない。
親子で交流する頻度や方法について

◎届出する際の注意点

- 本人確認書類**
本人確認を行いますので、可能な限り「マイナンバーカード」「運転免許証」「旅券」などの公的機関が発行した顔写真付きの本人確認書類1点をお持ちください。また、氏や住所に変更がある方は「マイナンバーカード」をお持ちください。
- 住所変更の手続き**
離婚届とは別の手続きが必要です。（平日の開庁時間のみ受付）
離婚届と住所変更手続きは同時に手続きできます。詳しくはお問い合わせください。
- 休日・夜間の届出**
休日（土・日曜・祝日、年末年始期間）及び夜間の届出は、各区役所の時間外受付窓口でお預かりし、職員の審査は翌開庁日以降となります。記載漏れや記載誤りがないように、平日の開庁時に戸籍担当窓口で事前の確認（事前審査）を受けることをお勧めします。
- お知らせ**
以下の場合には、事前にお近くの戸籍担当窓口にご相談ください。
・外国籍の方と離婚する場合
・離婚と同時に養子縁組を解消（養子離縁）したい場合

※未成年のお子様がいらっしゃる場合、各欄の内容を確認の上、チェックをしてください

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
外国人のうち、次の地域の法を本国法とする人は、国籍に代えて地域を記載することができます。
1 台湾
2 パレスチナ（ヨルダン川西岸地区及びガザ地区）
そのほかに必要なもの
調停離婚のとき 調停調書の謄本
審判離婚のとき 審判書の謄本と確定証明書
和解離婚のとき 和解調書の謄本
認諾離婚のとき 認諾調書の謄本
判決離婚のとき 判決書の謄本

【連絡先】
携帯電話、勤務先など日中連絡が取れる電話番号を記入してください

連絡先
電話 (080-XXXX-XXXX)

事件簿番号

鉛筆や消える
ボールペンで
記入しないで
ください

離婚の日から
3か月以内の
届出が必要と
なります

離婚の際に称して いた氏を称する届

(戸籍法77条の2の届)

令和〇〇年〇〇月〇〇日届出

新潟市〇〇区長

| | | | | | | | |
|------|------|------|----|-----|----|--|--|
| 受理 | 令和 | 年 | 月 | 日 | | | |
| 第 | | | | 号 | | | |
| 書類調査 | 戸籍記載 | 記載調査 | 附票 | 住民票 | 通知 | | |

| | | |
|------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) | (フリガナ) 離婚の際に 称していた氏を 称する人の氏名 | (現在の氏名、離婚届とともに届け出るときは離婚前の氏名) テイノ 氏 ハナコ 名 昭 和 6 2 年 7 月 7 日 生 |
| 【住所】 ◎この届提出時点 の住民登録地を 記入します ◎この届と同日に 住所変更手続き を行う場合は 新しい住所を 記入します | 住 所 (住民登録をして いるところ) | 新潟県長岡市大手通1丁目4番地10 乙アパート102号 |
| (3) | 本 籍 | (離婚届とともに届け出るときは、離婚前の本籍) 新潟市秋葉区程島2009 番地 1 |
| 【氏】 離婚届と同時に 提出する場合は、 記載例のように 変更前と変更後 は同じ氏を記入 します | (フリガナ) 氏 | 変更前(現在称している氏) 丁野 変更後(離婚の際に称していた氏) テイノ 丁野 |
| (5) | 離婚年月日 | 令和〇年〇月〇日 |
| (6) | 離婚の際に 称していた氏を 称した後の本籍 | (3)欄の筆頭者が届出人と同一で同籍者がいない場合には記載する必要はありません) 新潟県長岡市大手通1丁目4 番地 10 筆頭者の氏名 丁野 花子 |
| (7) そ の 他 | 【離婚年月日】 ◎協議離婚のときは「離婚届」を提出した(する)日 ◎裁判離婚のときは ・ 審判または判決の確定日 ・ 調停または和解の成立日 ・ 請求の認諾の日 を記入してください | 【離婚の際に称していた氏を称した後の本籍】 希望する新しい本籍を記入してください。 新しい本籍は、日本国内の現存する土地の地番 または住所の街区符号(※)であればどこでも おくことができます。 ※住所の街区符号：住居表示が実施されている地区 の住所のうち、〇番までの表記のこと 例：「新潟市北区東栄町1丁目1番」 |
| (8) | 届出人署名 (※押印は任意) (変更前の氏名) | 丁野 花子 印 |

【届出人署名】
本人が記入してください

【届出印】
押印は任意です

【連絡先】
携帯電話、勤務先など日中
連絡が取れる電話番号を記入
してください

連絡先
電話 (080-XXXX-XXXX)

この戸籍法77条の2の届を提出した後に婚姻前の氏に戻る場合は、家庭裁判所での手続き(「氏の変更許可」に係る審判)が必要になりますので、ご注意ください